

# 肉用牛繁殖経営支援事業実施要領

- 平成22年5月28日付け22農畜機第970号承認
- 平成22年7月2日付け新畜協第256号
- 一部改正 平成22年8月19日付け22農畜機第2239号承認
- 平成22年8月24日付け新畜協第408号
- 一部改正 平成25年5月8日付け25農畜機第605号承認
- 平成25年5月13日付け公新畜協第84号
- 一部改正 平成26年5月13日付け26農畜機第659号承認
- 平成26年5月14日付け公新畜協第98号
- 一部改正 平成27年5月15日付け27農畜機第717号承認
- 平成27年5月18日付け公新畜協第91号
- 一部改正 平成28年5月16日付け28農畜機第851号承認
- 平成28年6月2日付け公新畜協第131号
- 一部改正 平成29年5月10日付け29農畜機第838号承認
- 平成29年5月19日付け公新畜協第128号

## 第1 趣旨

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

このため、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の一部を補填することとし、もって繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定に資するものとする。

この事業に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48-1号）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び肉用牛繁殖経営支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21農畜機第5342号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業の内容

この事業の内容は、公益社団法人新潟県畜産協会（以下「協会」という。）が、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する四半期ごとの平均売買価格（以下「平均売買価格」という。）が第3の2の（3）に定める発動基準を下回った場合

に、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準と平均売買価格（ただし、平均売買価格が法第5条第1項に規定する保証基準価格（以下「保証基準価格」という。）を下回る場合は保証基準価格）の差額の4分の3に相当する額を肉用牛繁殖経営支援交付金（以下「支援交付金」という。）として交付する事業とする。

### 第3 事業の実施

#### 1 事業参加申込書の作成等

この事業に参加しようとする対象子牛の生産者は、別紙様式第1号の事業参加申込書を作成し、肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について（平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依命通達。以下「施行通達」という。）第3の5の（7）の農業協同組合又は農業協同組合連合会その他指定協会が都道府県の承認を受けたもの（以下「農協等」という。）を通じ、毎年度、協会に提出するものとする。

なお、事業参加申込書には、肉用子牛生産に係る合理化を促進するため、出荷月齢の短縮などコスト削減に向けた取組を併せて記載するものとする。

#### 2 事業の要件

##### （1）事業参加者

第2の事業の対象となる者は、協会と法第6条第1項の生産者補給金交付契約を締結している者とする。

##### （2）対象子牛

第2の事業の対象となる牛は、法第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約に係る契約肉用子牛であって、協会が肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通達。以下「運用通達」という。）第2の4及び5の販売又は保留を確認した肉用子牛とする。また、その品種区分については、施行通達の記の第3の2の（3）のア、イ及びウに規定する肉用子牛（肉専用種間の交雑種の牛の取扱いについては、運用通達の記の第2の8のなお書の規定を準用する。）とする。

##### （3）発動基準

（2）の品種区分の発動基準は、次のとおりとする。

ア 黒毛和種の対象子牛にあっては46万円

イ 褐毛和種の対象子牛にあっては42万円

ウ 黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種（以下「その他の肉専用種」という。）の対象子牛にあっては30万円

#### 3 支援交付金

##### （1）支援交付金の単価（以下「交付単価」という。）

交付単価については、2の（3）に定める発動基準と四半期ごとに2の（2）の品種区分ごとに告示される平均売買価格（ただし、平均売買

価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格)の差額に4分の3を乗じて得た額とする。その場合、金額に百円に満たない端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(2) 支援交付金の算出

協会は、四半期ごとに、対象子牛の品種区分別の1頭当たりの(1)の交付単価に当該四半期の対象子牛の頭数を乗じて得られた額を事業参加者別に合計することにより支援交付金を算出し、事業参加者に交付するものとする。

4 事業の委託

協会は、この事業の一部を農協等に委託して実施することができるものとする。この場合は、別紙様式第2号の「肉用牛繁殖経営支援事業業務委託契約書(例)」により委託契約を締結するものとする。

5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成28年度から平成30年度までとする。

第4 支援交付金の交付等

協会は、独立行政法人農畜産業振興機構から第2の支援交付金を交付するのに要する経費の交付を受けた場合は、支援交付金を遅滞なく対象子牛を登録した事業参加者に交付するものとする。

第5 支援交付金の不交付又は返還

協会は、第2に係る支援交付金を受けた事業参加者が次に掲げる一つに該当する場合には、当該事業参加者に対し、支援交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した支援交付金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- 1 要綱第7の1の(1)の補助条件及びこの要領並びに支援交付金の交付に当たって協会の長が付した要件(以下「事業要件等」という。)に違反したとき
- 2 協会と法第6条第1項の生産者補給金交付契約を締結している者でなくなったとき
- 3 第3の1の事業参加申込書に虚偽の記載をしたとき
- 4 運用通達第2の2の生産者補給金交付契約の申込み、同第2の3の个体登録の申込み並びに同第2の4及び5の販売又は保留の申出に係る書類に虚偽の記載をしたとき
- 5 運用通達第2の6の負担金の納付がなかったとき
- 6 協会から第6の事業実施状況及び事業実績について報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき
- 7 故意又は重大な過失により運用通達第2の3の(1)のイの个体識別の措

置を妨げたとき

- 8 代表者又は役員等（事業参加者が個人の場合はその個人）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明したとき
- 9 その他故意又は重大な過失により事業要件等に違反したとき

## 第6 その他

協会の長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定め、又は事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業参加者に対し調査し若しくは報告を求めることができるものとする。

## 附則

- 1 この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 本要領第3の2の（2）の対象子牛は、平成22年4月1日以降に運用通達第2の4及び5の販売又は保留を確認した肉用子牛とする。
- 3 平成22年第2四半期（7～9月）における黒毛和種に限り、本要領第2の中「法第5条第3項に規定する四半期毎の平均売買価格」とあるのは、宮崎県、鹿児島県及び熊本県（以下「特例対象3県という。」）を除く都道府県については、「法第5条第3項の規定の例にならい算定された平均売買価格に相当する金額（ただし、同項中にある肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって、農林水産大臣の指定するものについては、特例対象3県に所在する家畜市場を除いて同項の規定の例にならい算定するものとする。）」と読み替え、特例対象3県については、「法第5条第3項の規定の例にならい算定された平均売買価格に相当する金額（ただし、同項中にある肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって、農林水産大臣の指定するものについては、特例対象3県の各県に所在する家畜市場とし、それぞれ同項の規定の例にならい算定するものとする。）」と読み替え、本要領第3の3の（1）の規定の運用に当たっても同様とする。
- 4 本要領第3の2の（2）の対象子牛のうち、特例対象3県において、4月22日から6月30日までの間に満12月齢を迎えた黒毛和種については、同規定にかかわらず、7月1日から9月30日の間に家畜市場で販売した場合に限り、第2四半期の販売子牛として取り扱うこととする。なお、販売されなかった場合は、第1四半期において自家保留された子牛とする。

## 附則（平成22年8月24日 新畜協第408号）

本要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成22年4月22日から適用する。

附則（平成 25 年 5 月 13 日 公新畜協第 84 号）

- 1 この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 本要領第 3 の 2 の（2）の対象子牛は、平成 25 年 4 月 1 日以降に運用通達第 2 の 4 及び 5 の販売又は保留（以下「販売及び保留」という。）を確認した肉用子牛とする。
- 3 平成 24 年度第 4 四半期以前に販売又は保留を確認した肉用子牛の発動基準は、この要領による改正前の要領に基づくものとする。

附則（平成 26 年 5 月 14 日公新畜第 98 号）

- 1 この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 本要領第 3 の 2 の（2）の対象子牛は、平成 26 年 4 月 1 日以降に運用通達第 2 の 4 及び 5 の販売又は保留（以下「販売又は保留」という。）を確認した肉用子牛とする。
- 3 平成 25 年度第 4 四半期以前に販売又は保留を確認した肉用子牛の発動基準は、改正前の要領に基づくものとする。

附 則（平成 27 年 5 月 18 日公新畜協第 91 号）

- 1 この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年度に実施する事業に係る要領第 3 の 1 の事業参加申込書は、改正後の要領に基づき提出されたものとみなす。

附 則（平成 28 年 6 月 2 日公新畜協第 131 号）

- 1 この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 本要領第 3 の 2 の（2）の対象子牛は、平成 28 年 4 月 1 日以降に運用通達第 2 の 4 及び 5 の販売又は保留（以下「販売及び保留」という。）を確認した肉用子牛とする。
- 3 平成 27 年度第 4 四半期以前に販売又は保留を確認した肉用子牛の発動基準は、この要領による改正前の要領に基づくものとする。
- 4 平成 28 年度に実施する事業に係る要領第 3 の 1 の事業参加申込書は、改正後の要領に基づき提出されたものとみなす。

附 則（平成 29 年 5 月 19 日公新畜協第 128 号）

- 1 この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 28 年度第 4 四半期以前に販売又は保留を確認した肉用子牛の発動基準

は、この要領による改正前の要領に基づくものとする。

- 3 平成29年度に実施する事業に係る要領第3の1の事業参加申込書は、改正後の要領に基づき提出されたものとみなす。

事業参加申込書

年 月 日

公益社団法人新潟県畜産協会  
会長 殿

住 所  
氏 名 印  
生産者補給金交付契約者番号  
○○○○○○

肉用牛繁殖経営支援事業に参加したいので肉用牛繁殖経営支援事業実施要領第3の1の規定に基づき申し込みます。

肉用子牛生産者補給金制度の適正な実施に努めること、同要領第5の規定に基づき支援交付金が不交付となり又は返還を求められた場合には、当該不交付に対し異議を唱えず又は当該返還を速やかに行うこと及び法令への違反行為をしたことにより支援交付金の交付停止措置を受けることがあっても異議を申し立てないことを誓約します。

また、肉用子牛生産に係る合理化を促進するため、出荷月齢の短縮などコスト削減に向けた努力を図ります。

【合理化促進に向けた努力方針】

項 目	現況値 ( 年度)	目標値 (30 年度)	備 考
<input type="checkbox"/> 肉用子牛の出荷日齢の短縮			
<input type="checkbox"/> 繁殖雌牛の初産月齢の早期化			
<input type="checkbox"/> 繁殖雌牛の分娩間隔の短縮			
<input type="checkbox"/> 飼料の低コスト化			
<input type="checkbox"/> その他 ( )			

(注) ① 1か所以上の項目をチェックし、備考欄に具体的な対応方法を記載すること。

② 現況値には、平成28年度は過去の実績を踏まえ、平成29年度以降は前年度の実績を踏まえて、それぞれ数値で記載すること。

③ 目標値の欄には平成30年度に向けた努力目標をそれぞれ数値で記載すること。

肉用牛繁殖経営支援事業業務委託契約書

公益社団法人新潟県畜産協会会長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、肉用牛繁殖経営支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第3の4の規定に基づく業務の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲が乙に対して委託する業務は、次の業務とする。

（1）事業参加申込書の取りまとめ

実施要領第3の1の事業参加申込書を取りまとめて甲に提出すること。

（2）指導

肉専用種繁殖農家等に対して本事業の趣旨の周知徹底を図るために必要な指導を行うこと。

（3）報告

その他、甲が必要とする事項について報告を求めた場合は、速やかに報告すること。

（業務委託費）

第2条 甲は、乙に対し、乙が前条の委託業務に要する経費に充てるために、業務委託費を支払うことができるものとする。

2 業務委託費の支払の方法等は、別添の肉用牛繁殖経営支援事業業務委託費支払要領に定めるところによるものとする。

（損害賠償）

第3条 乙が、故意又は過失によりこの契約に違反したことにより、甲又は交付対象者に損害を与えたときは、乙は当該損害賠償の責に任ずる。

（契約の解除）

第4条 甲は、乙がこの契約に違反した場合又は前条の損害を甲又は交付対象者に与えた場合は契約を解除し、又は変更できる。

2 甲は、前項の場合、すでに支払った委託費の全部又は一部の返還を乙に請求できるものとする。

（疑義の解決）

第5条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議のうえ解決するものとする。なお、その場合は、必要に応じて交付対象者の意見を求めるものとする。



(契約の期間)

第6条 この委託契約書の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。なお、甲又は乙の一方から特段の申し出がなかった場合は、契約期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。ただし、最終の有効期限は実施要領第3の5の事業の実施期間が終了する日とする。

附則

本契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者（甲）住所

氏名

印

受託者（乙）住所

氏名

印

乙の事業所名

別添

## 肉用牛繁殖経営支援事業業務委託費支払要領

(要旨)

第1 公益社団法人新潟県畜産協会（以下「協会」という。）が肉用牛繁殖経営支援事業業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）第2条第2項に定める業務委託費（以下「業務委託費」という。）の支払の手続については、この要領によるものとする。

(業務委託費の支払の相手方)

第2 協会が業務委託費を支払う相手方は、肉用牛繁殖経営支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第3の4に定める者であって、委託契約書を締結した者（以下「受託者」という。）とする。

(業務委託費の額の決定)

第3 協会が受託者に支払う業務委託費の額については、事業参加申込1者当たり240円以内とする。

(業務委託費の支払)

- 第4 協会は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務委託費の概算払をすることができるものとする。
- 2 受託者は、前項の規定により概算払を受けようとする場合は、別紙1の肉用牛繁殖経営支援事業業務委託費概算払請求書を協会に提出するものとする。
  - 3 受託者は、毎年度委託された業務が完了した日から10日以内に、別紙2の肉用牛繁殖経営支援事業業務委託費精算報告書を協会に提出するものとする。

(業務委託費の返還)

第5 協会は、受託者が実施要領及び委託契約書の規定に違反したときは、業務委託費の全部又は一部を交付せず、又は交付した業務委託費の全部又は一部を返還させることができる。

(関係書類の整備保管)

第6 受託者は、業務委託費に係る関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は業務委託契約書の委託業務が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

(別紙1)

平成 年度肉用牛繁殖経営支援事業業務委託費概算払請求書

番 号  
年 月 日

公益社団法人新潟県畜産協会

会 長 殿

(受託者) ○○○○ 印

平成 年度において、肉用牛繁殖経営支援事業業務委託費支払要領第4の2の規定に基づき、下記のとおり貴協会の委託事務に係る業務委託費 円を概算払請求します。

記

1 概算払請求額 円

2 振込先金融機関名等

金融機関名	銀行	支店
預金の種類		
口座番号		
口座名義		

(別紙2)

平成 年度肉用牛繁殖経営支援事業業務委託費精算報告書

番 号  
年 月 日

公益社団法人新潟県畜産協会  
会 長

殿

(受託者)

印

平成 年度において、下記のとおり肉用牛繁殖経営支援事業に係る委託業務を実施したので、肉用牛繁殖経営支援事業業務委託費支払要領第4の3の規定に基づき報告します。

(また、併せて精算額 円を請求します。)

記

1 実績額

事業参加者に対する確認経費等

円

2 精算額

(単位：円)

実績額①	概算払額②	精算額 (①－②)

3 振込先金融機関名等

金融機関名

銀行

支店

預金の種類

口座番号

口座名義